

作成年月日	平成21年4月27日
作成部局	健康福祉部健康局
課室名	疾病対策室

兵庫県新型インフルエンザ対策計画の策定

1 趣旨

新型インフルエンザについては、発生すれば大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

このため、「兵庫県新型インフルエンザ対策計画」を策定し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済の破綻を防ぐための対策を迅速かつ的確に行う。

2 策定の経緯

(1) 国での取り組みを踏まえた計画の改定・統合

県では新型インフルエンザ対策について、平成18年1月に行動計画、同年3月には実施計画を策定したが、その後、平成20年5月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一部改正、平成21年2月には国の行動計画及びガイドラインの改定が行われた。

そこで、これら国の取り組みを踏まえて行動計画と実施計画の改定・統合を行うこととし、新たな計画案を作成のうえ、市町への説明会や庁内調整を行ってきた。

(2) 豚インフルエンザの感染事例の発生

今般、メキシコ及び米国において豚インフルエンザが人に感染し、多数の患者が発生しており、県としては、これが新型インフルエンザとなって流行が拡大することも想定して対応する必要がある。

このため、新型インフルエンザ対策を新たな計画のもとで円滑に進めることができるように、本日（4月27日）付けて対策計画を策定した。

3 計画の位置づけ

兵庫県感染症予防計画に基づく分野別計画とする。

4 主な改定の内容（詳細は別紙のとおり）

(1) 国の行動計画に応じた発生段階の再整理及び段階ごとの対策の充実

発生段階の区分	充実した主な内容
未発生期	①2次医療圏ごとに医療体制の強化等を図るための協議会設置 ②感染防護具、抗インフルエンザ薬及び医療資機材の整備充実
海外発生期 国内発生早期	①海外発生時における速やかな対策本部等の設置 ②迅速な帰国者情報の収集、発熱電話相談窓口の設置及び早期の学校の休校など初期封じ込め対策の充実
感染拡大期 まん延期	①市町やライフライン関係事業者への事業継続の要請 ②病床不足時の公共施設等の活用

(2) 社会機能維持対策の強化

市町やライフライン関係事業者における事前の計画策定等

【問い合わせ先】 健康福祉部健康局疾病対策室 078-362-3155